○関東地方整備局告示第二百五十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う区域の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年五月一日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号

関東地方整備局長　17

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社高良ＧＵＴ

三(1)　評価の業務を行う区域の変更

変更前	東京都（島しょ部を除く。）
変更後	東京都

(2)　変更年月日

平成二十六年四月十五日

○関東地方整備局告示第二百五十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年五月一日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号

関東地方整備局長　15

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社神奈川建築確認検査機関

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	塩川　真
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十六年五月一日

○中部地方整備局告示第百四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年五月一日

中部地方整備局長　八鍬　隆

一　登録番号

中部地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

公益財団法人三重県建設技術センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	佐藤　邦幸、多湖　清隆

(2)　変更年月日

平成二十六年五月一日

○近畿地方整備局告示第八十八号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条の十において読み替えて準用する法第四十六条の規定により、登録建築物調査機関から建築物調査業務の廃止の届出があったので、法第七十六条の十において準用する法第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十六年五月一日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　登録番号

近畿地方整備局長　1

二　登録建築物調査機関の名称

有限会社　朝山建築事務所

三　住所

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番六号

四　建築物調査の業務を廃止する年月日

平成二十六年四月三十日

五　廃止する建築物調査の業務に係る区域

兵庫県全域、大阪府全域、京都府全域、奈良県全域、和歌山県全域及び滋賀県全域

○九州地方整備局告示第百十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年五月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月一日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
佐賀市諸富町大字徳富字高津搦三九番一から同市南佐賀一丁目二四二番三まで	前	九・八〇～二六・二〇メートル	五・七四六キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 A	九・八〇～二六・二〇メートル	五・七四六キロメートル	
	後 B	二〇・一四～六七・八七メートル	三・四二〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○北海道開発局告示第七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年五月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月一日

北海道開発局長　澤田　和宏

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道茅部郡森町字富士見町一六三番九から同町字富士見町一六三番二八まで	前	二五・九六～三一・〇六メートル	〇〇・一二〇キロメートル
	後	二五・九六～二六・〇一メートル	〇〇・一二〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部